

中堅企業特別保証制度について

平成 22 年 9 月 10 日、日本振興銀行株式会社が破綻いたしました。このため、「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づき、日本振興銀行株式会社と金融取引のある中堅企業は、その事実につき都知事の認定を受ければ「中堅企業特別保証制度」を利用することが可能となりますので、お知らせいたします。詳細については、問い合わせ先までお問い合わせください。

(参考)

中堅企業特別保証制度について

破綻金融機関と金融取引のある中堅企業が、その事実につき都道府県知事の認定を受ければ利用できる、信用保証協会による保証制度。(ただし、金融機関、信用保証協会の審査が必要。)

保証枠は無担保で 1 億円、有担保も含めれば総額 6 億円の保証が利用可能。

【中堅企業とは】

以下の資本金及び従業員数の両方を満たす企業

業 種	資 本 金	従 業 員
製 造 業 等	3 億円超 5 億円未満	300 人超
卸 売 業	1 億円超 5 億円未満	100 人超
小売・サービス業	5,000 万円超 5 億円未満	50 人超 (小売業) 100 人超 (サービス業)

ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合を除きます。

- (1) ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)で従業員 900 人以下の企業
- (2) 旅館業で従業員 200 人以下の企業
サービス業のうち、ソフトウェア業及び情報処理サービス業の 2 業種は、資本金が 3 億円を超え 5 億円未満、かつ従業員数 300 人を超える企業が対象です。

【問い合わせ先】

(保証制度について)

〒104-8470 東京都中央区八重洲2-6-17

東京信用保証協会保証統括部

電話：03-3272-3081 (直通)

(都知事の認定について)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎29階北側

東京都産業労働局金融部金融課

電話：03-5320-4877 (直通)